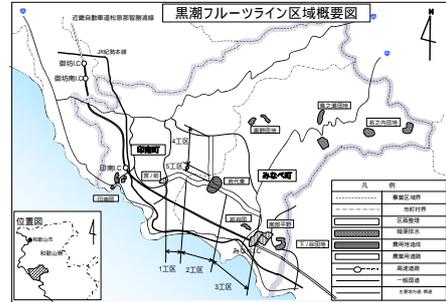


維持管理における環境モニタリングマニュアルの検討事例

(独)森林総合研究所 近畿北陸整備局 黒潮フルーツライン建設事業所
齋藤 孝則 小賀 正樹

1.はじめに

和歌山県印南町及びみなべ町において農用地総合整備事業を実施している黒潮フルーツライン区域(以下「本区域」という)では、オオタカ等の希少動植物が生息しているため、事業実施中は、繁殖期における発破作業の自粛等の環境との調和への配慮とモニタリング(施工中)を行ってきた。平成 22 年度は事業完了に当たることから、事業完了後もこれらの取組みの継続が望まれるため、モニタリング(維持管理)マニュアル(以下「マニュアル」という)を作成した。



そこで、他地区における事業完了後の環境関係の維持管理に資することを目的に、オオタカを事例にマニュアルの作成方針や構成を報告するものである。

2. マニュアルの作成方針

2.1. 作成方針 マニュアル作成に当たっては、新たな地元の費用負担を伴わないようにするため、簡易に実施できることに留意して作成した。

2.2. 黒潮フルーツライン区域環境情報協議会(以下「協議会」という) 本区域の事業の実施にあたって、環境との調和への配慮を図るため、専門的見地から助言及び意見交換を行う協議会を設けている。マニュアルの作成過程では、協議会の助言を得た。

3. オオタカの生態

3.1. オオタカ オオタカはタカ目タカ科に属し、環境省レッドリストでは準絶滅危惧(NT)(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)、和歌山県レッドデータブックでは絶滅危惧 類(VU)(絶滅の危機が増大している種)に位置付けられている。

3.2. 施工中の環境との調和への配慮・モニタリング(施工中) 施工中の環境との調和への配慮は繁殖期における発破作業の自粛、低騒音機械の使用及び法面緑化である。また、平成 15 年の繁殖期以降、繁殖期に合わせ 2~7 月の間、生息状況を確認するために、モニタリング(施工中)を実施した。

3.3. モニタリング(施工中)結果 モニタリング(施工中)の結果、平成 15、20 及び 22 年の繁殖期は繁殖に成功したものの、他の年の繁殖期は抱卵するものの繁殖は中断している。特に、平成 21 年の繁殖期には卵の殻が巣の真下に散乱し、アライグマに襲われたことが想定されている。あわせて、複数回、オオタカがカラスに襲われる姿も確認されている。

4. アライグマ・カラスの現状・対策

4.1. アライグマ アライグマは食肉目アライグマ科に属し、雑食性で、環境省の特定外来生物に位置付けられている。平成 21 年度、和歌山県において、アライグマは、イノシシ、

シカ、サルに次いで、約 28 百万円の農産物被害を生じさせている(図-1)。

4.2.カラス カラスはスズメ目カラス科に属し、雑食性である。カラスは、平成 21 年度、和歌山県において、アライグマに次いで、約 15 百万円の農産物被害を生じさせている(図-1)。

4.3.野生鳥獣から農作物をみんなで守ろう オオタカに悪影響を与えるアライグマ・カラス対策の検討に当たっては、平成 21 年度、和歌山県が策定した「野生鳥獣から農作物をみんなで守ろう」を参考とした。同書では、被害軽減対策として、見通しの改善、追い払い、捕獲及び防護(電気柵等)とともに、放任果樹・収穫残渣及び生ゴミの

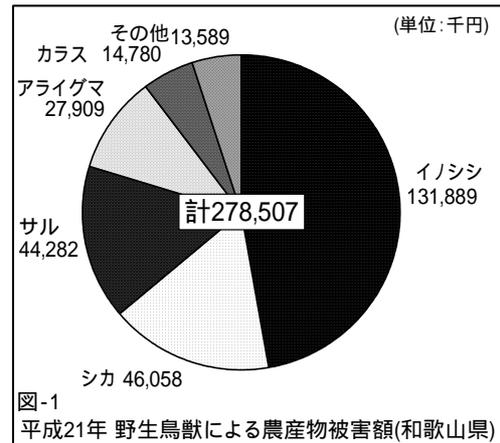


図-1 平成21年 野生鳥獣による農産物被害額(和歌山県)

監視及び 除去を記載している。

5.マニュアル

被害軽減対策から維持管理の一環であり、簡易に実施出来る 監視(モニタリング(維持管理))及び広報活動をマニュアルに定めた。

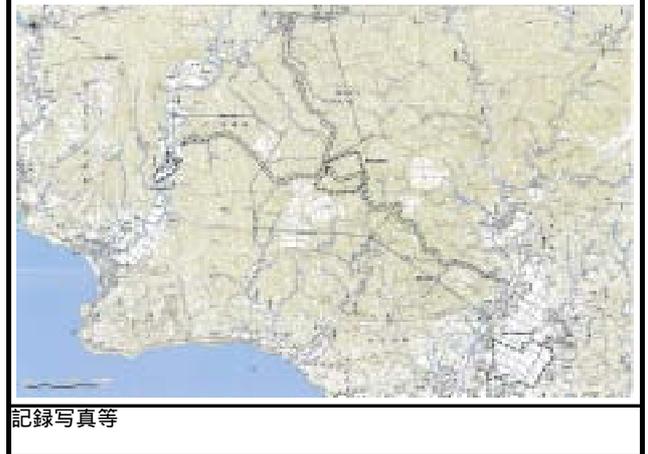
5.1.モニタリング(維持管理)項目 モニタリング(維持管理)の対象を 1.農産物(放任果樹・収穫残渣)、2.不法投棄(生ゴミ)及び 3.その他として、チェックシート(鳥獣類)の3項目にとりまとめた。あわせて、問題があった場合、地図に位置を記録することとした(調査票-1)。

調査票-1 チェックシート(鳥獣類)(記載例)

実施日 平成22年 7月 1日(木) 天気 曇 調査者 黒潮 調査

下記の項目で当てはまる方に を記入します。

1.農産物が散乱していないか。	散乱していない <input checked="" type="checkbox"/>	散乱している <input type="checkbox"/>
2.不法投棄はないか	不法投棄はない <input checked="" type="checkbox"/>	不法投棄がある <input type="checkbox"/>
3.その他(自由記載)	野生動物侵入防止用ネットの一部に破損が生じている。 上記の問題のあるところに をつける	



5.2.モニタリング(維持管理)実施時期 モニタリング(維持管理)の実施時期は、本区域内で餌となることが想定される農産物の収穫期後とし、7月(みなべ町・梅)及び1月(印南町・温州みかん)の年2回実施することとした。

5.3.広報活動 印南町、みなべ町及びJAみなべいなみが従来から実施している放任果樹・収穫残渣や不法投棄に係る広報活動を継続して行い、地元住民への啓発活動を行うこととした。

6.さいごに

マニュアルは、本年 8 月 26 日に開催された協議会において、事業完了後の維持管理の中心となる印南町及びみなべ町の出席を得て合意された。

あわせて、マニュアルの作成に当たり、協議会の各委員から専門的見地に基づく助言をいただいた。記して感謝する。